

2022年（令和4年）版
新歯科医療機器・歯科医療技術産業ビジョン

【正誤表】

本書に下記の通り誤りがございましたので、お詫びして訂正いたします。

訂正箇所	誤	正
P28 3) 上から9行目	区分 C2（新機能・ 新材料 ）	区分 C2（新機能・ 新技術 ）
P28 3) 上から12行目	<C2 申請からの保険導入>	<区分 C2 として保険収載>
P55 4-1 下から1行目	デジタルパノラマエックス線撮影装置の開発が期待される。 （資料 48）。	デジタルパノラマエックス線撮影装置の開発が期待される。 （資料 48）
P55 4-2 見出しおよび本文	<p>4-2 身元確認に係るデータベースの整備と有効活用</p> <p>死因究明等推進基本法（令和元年法律第 33 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、2021 年 6 月 1 日に閣議決定された死因究明等推進計画において、「身元確認のための死体の科学調査の充実および身元確認に係るデータベースの整備」が明文化された。現在、データベースの構築に向けて、「口腔診査情報標準コード仕様」による情報の標準規格が策定され、電子カルテなどへの実装の推進が検討されている。歯科医療機関が保有する診療情報が、生前歯科情報としてデータベース化されれば、多数の身元不明死体が発生した際の歯科での個人識別作業の効率化が期待できる。</p> <p>しかし、データベースによる身元検索は、候補者の絞り込み（スクリーニング）に過ぎない。絞り込まれた候補者から該当者を特定（マッチング）するために画像情報は必要である。生前の画像情報には、かかりつけ歯科医として撮影する口腔内カラー写真やエックス線画像が有用である。これらは、可及的に長期間保存することが望まれる。また、死後の画像情報の適切な採取に強制開口は必須であり、ブラックライトによる審美修復の有無の確認や、ポータブル型エックス線発生装置やデジタルエックス線センサーなどの使用が必要である。画像情報が確実に収集され、保管されなければ、データベースを構築する意義は薄れるであろう。</p>	<p>4-2 身元確認に係るデータベースの整備と有効活用のために</p> <p>死因究明等推進基本法（令和元年法律第 33 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 6 月 1 日に閣議決定された死因究明等推進計画において「身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備」が明文化された。現在、データベースの構築に向けて、「口腔診査情報標準コード仕様」による情報の標準規格が策定され、電子カルテなどへの実装の推進が検討されている。歯科医療機関が保有する診療情報が、生前歯科情報としてデータベース化されれば、多数の身元不明死体が発生した際の歯科的個人識別作業の効率化が期待できる。</p> <p>しかしながら、データベースによる身元検索は、候補者の絞り込み（スクリーニング）に過ぎない。絞り込まれた候補者から該当者を特定（マッチング）するために画像情報はなくてはならない。</p> <p>生前の画像情報には、かかりつけ歯科医として撮影する口腔内カラー写真やエックス線画像が有用である。これらは、可及的に長期間保存することが望まれる。また、死後の画像情報の適切な採取に強制開口は必須であり、ブラックライトによる審美修復の有無の確認、散乱線防止プロテクター付きハンドヘルド型ポータブルエックス線発生装置やセンサー型デジタルエックス線解析装置などの使用が必要である（資料 48）。画像情報が確実に収集され、保管されなければ、データベースを構築する意義は薄れるであろう。</p>
参考資料集 P.13 「資料 24. 市場構造の図式」図下部 「メーカー直接」の表記		
参考資料集 P. 25 「資料 48. 個人識別に有用な情報収集機器の例」の各キャプション	強制開口器	強制開口器 ((株) 野中理化器製作所 改良型ローゼルケーニッヒ開口器 NR-01)
	口腔内撮影用カメラ	口腔内撮影用カメラ ((株) モリタ オーラルショットVI)
	口腔内撮影用ミラー	口腔内撮影用ミラー ((株) YDM 口腔内撮影ミラー ST)
	ハンドヘルド型歯科用エックス線発生装置	ハンドヘルド型歯科用エックス線発生装置 ((株) アイデンス KaVo NOMAD Pro2)
	デンタルエックス線撮影システム	デジタルエックス線撮影システム ((株) ヨシダ コンピュレイ)
	デンタルエックス線センサーホルダー	デジタルエックス線センサーホルダー ((株) フラット スマートグリップ CCD)